

令和6年度MICE戦略策定・大型コンベンション施設整備可能性調査業務委託 業務仕様書

1 業務の目的

経済波及効果の大きいMICE誘致は本県の重要なテーマであり、これまでもMICE誘致補助金支援や学会等会議主催関係者への営業活動に取り組んできた経緯がある。本業務では本県におけるMICE誘致による経済波及効果を最大化するために、今後のMICE誘致戦略および官民が連携してMICE誘致に取り組むための、効果的な推進体制の方策等について調査することを目的とする。

また、本県には利便性の高い大型のMICE会議施設は存在せず、数千人規模の国際会議の誘致は難しいといった課題があることから、本業務は県内外のコンベンション施設の現状や取り巻く環境等について調査を行うとともに、本県における既存施設を活用したMICE誘致戦略を策定しつつ、今後本県に新たな大型コンベンション施設の整備を行う必要性および整備可能性についても明らかにする。

2 契約期間

契約日から令和7年1月31日（金）まで

3 大型コンベンション施設についての考え方

大型コンベンション施設については以下を指すものとする。

参加者数が1,000人超の大型学会、業界団体・経営者団体の大会等を開催できる施設

※参考

規模	目安となる参加者数	会議例
小規模	200人まで	国際機関の理事会や委員会、学会会議など
中規模	200人超～1,000人まで	各種の学会会議、団体総会
大規模	1,000人超～3,000人まで	大型学会、大会等
超大型	3,000人超	大型学会、業界団体・経営者団体の大会等

資料：観光庁「自治体、コンベンション推進機関、会議施設のための国際会議誘致ガイドブック」

4 業務内容

MICE誘致戦略策定の基礎となる調査として、データ分析や関係者へのヒアリング、その他効果的であると考えられる調査方法を用いて、本県が取り組むべきMICE戦略について報告を行うこと。

(1) 県内外の「コンベンション施設」の調査

ア 対象施設

① 県内

対象施設は以下のとおりとすること。

なお、次の表以外に大型コンベンション施設がある場合は、必要に応じて調査対象に追加すること。

施設名	所在地
ナガシマリゾート	桑名市
柿安シティホール	桑名市
四日市ドーム	四日市市
四日市市文化会館	四日市市
伊賀市文化会館	伊賀市
津市産業・スポーツセンター内サオリーナ	津市
津市産業・スポーツセンター内メッセウイング・みえ	津市
三重県総合文化センター	津市
クラギ文化ホール	松阪市
三重県営サンアリーナ	伊勢市
シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢	伊勢市
志摩市阿児アリーナ	志摩市

※本県内施設より、主会場最大人数 1,000 人以上を記載

② 県外（全国）

対象施設は全国の都道府県から本県に適した大型コンベンション施設のあり方等を検討するに当たって参考となる施設を以下の条件により 5 施設以上抽出すること。

- ・主に MICE による利用（一定程度、県外からの参加者を見込むイベント等による利用）がある施設とする。

※施設名に「国際会議」、「コンベンション」、「展示」、「メッセ」が含まれる施設など

- ・本県の立地やアクセス、周辺環境など、MICE を開催するにあたり、本県の有する施設の比較対象となるものを抽出すること。
- ・開業前（整備中）の施設についても対象とする。

イ 調査項目

調査項目は以下を基本とすること。受託者の旅費は本委託に含むものとする。

MICE 施設（県内、国内）

- ① 基本情報（施設名、整備主体、運営主体、開業時期、敷地面積、収容可能人数等）
- ② 立地状況（周辺環境、交通結節点からのアクセス方法）
- ③ 規模、構成（国際会議設備、駐車場・附帯施設を含む）
- ④ 整備手法（官民連携等）、整備費（建設費・用地費毎、財源内訳を含む）
- ⑤ 管理運営方法、施設に係る収支状況（行政からの財政支援等を含む）
- ⑥ MICE 利用状況、稼働内訳、稼働率

- ⑦ MICE誘致の取組、MICE推進体制
- ⑧ 関係自治体との連携・分担の状況
- ⑨ 周辺施設（近隣の類似機能を有する施設、宿泊施設、飲食施設、商店街等）との連携・役割分担の状況

※ 宿泊施設については、当該施設側がリストアップしているホテル等を調査対象とし、ホテルまでの距離、アクセス方法、客室数等を調査項目とする。

- ⑩ 飲食を伴うレセプションの実施方法（実施施設、飲食物の提供方法）
- ⑪ その他（必要に応じて追加）
 - （例）・施設の老朽化による建替、更新等の計画
 - ・ユニークメニューとの連携やエクスカージョンの取組状況

（2）MICEの市場動向等に関する調査

ア MICEの市場動向

世界、アジア、国内におけるMICEの開催状況を調査し、MICEの種類や規模、分野、主催者、地域、会場等の観点からMICE市場動向を分析すること。なお、国内においては本県と競合となりえる都道府県の市場動向について分析すること。

イ 国・業界等の動向

（ア）国等の動向

国の関連計画や戦略等におけるMICEの位置付けや取組方針、国等における関連施策や支援策を調査・分析すること。

（イ）業界等の動向

関係機関や業界団体等へのヒアリングを行いながら、以下に係る動向を調査・分析すること。

- ① MICEの開催意向（目的、内容、手法等）
- ② MICEの開催会場（施設）に係るニーズ
- ③ MICEの開催地域に係るニーズ

ウ 本県におけるMICEの需要予測

上記「4(1)」、「4(2)ア」、「4(2)イ」を踏まえ、本県におけるMICEの需要について、以下により予測を行うこと。

- （ア）本県において開催可能性のあるMICE（種類、規模、分野、主催者等）
- （イ）本県におけるMICEの需要予測

※MICEの需要を調査するためには、日本政府観光局（JNTO）が公表している「国際会議統計」をはじめ、関係機関・団体等における統計資料等を活用し、定量的な把握に努めることとし、それが困難な場合には推計を行うなど、代替となる手法を検討すること。

(3) 本県における既存施設を活用したMICE誘致戦略の策定

上記「4(1)」、「4(2)」を踏まえ、以下を整理しながら本県のMICE誘致戦略を明らかにすること。

- (ア) 県内外で開催されるMICEの規模別や分野別における経済波及効果の特徴
- (イ) 本県のMICEについてのSWOT分析
- (ウ) (ア)(イ)を踏まえた本県が狙うべきMICE(規模、業界、テーマ)
- (エ) 既存のコンベンション施設の活用方法
- (オ) 行政・民間事業者との連携を見据えたMICE誘致推進体制の整備
- (カ) 10年先を見据え、特に優先すべき取組事項
- (キ) MICE施策の推進において参考となる他都市の施策事例

(4) 本県における大型コンベンション施設の必要性にかかる調査

上記「4(1)」、「4(2)」、「4(3)」を踏まえ、本県における大型コンベンション施設について、以下を整理しながら需要・経済合理性を踏まえ必要性および整備可能性を検討すること。

- (ア) 施設のコンセプト
- (イ) 施設の規模・構成(駐車場・附帯施設を含む)
- (ウ) 立地エリア
- (エ) 整備手法
- (オ) 管理運営手法
- (カ) 稼働率(全体、MICE利用)
- (キ) MICE誘致の取組、MICE推進体制
- (ク) 県等の関連計画・施策との関係
- (ケ) 関係自治体との連携・役割分担
- (コ) 周辺施設(近隣の類似機能を有する施設、宿泊・飲食施設、商店街等)との連携・役割分担
- (サ) 費用対効果(B/C)

(5) 調査の途中経過として、令和6年10月中旬を目途に中間報告を行い、適宜必要に応じて本県と方向性について調整を行うこと。

5 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書(印刷物)を2部提出すること。報告書(印刷物)とは別に、報告書及び制作した資料等の電子データも提出すること。

(1) 報告書記載事項

- ア 上記「4 業務内容」実施した調査内容、結果
- イ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和7年1月31日(金)

(3) 提出先 三重県観光部海外誘客課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

8 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに業務監督職員と協議の上、対処するものとする。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年8月13日法律第128号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟又は調停については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。

- イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称して「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(7) 留意事項

ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

イ 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

エ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(8) 障がい理由とする差別の解消と推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

9 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 観光部 海外誘客課 担当 南、橋爪

電 話：059-224-2974

ファクシミリ：059-224-2801

Email：inbound@pref.mie.lg.jp

以 上